

Weekly Report

2022～2023 年度



令和5年4月18日(火)

第2101回例会

- ◆ 会長／嶋 元
- ◆ 幹事／菊池 慶高
- ◆ 会報／青柳 和洋



作者の言葉

我が百合丘ロータリークラブは、今年で創立30周年を迎えます。この30年、多くの仲間と共に、地域社会のために活動してきました。これからも、互いに支え合い、共に成長を遂げたいと思います。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

令和5年4月18日
嶋元

- 例会日 毎週火曜日 12:30～13:30
- 例会会場 ホテルモリノ7F TEL 044-966-1300

- 川崎百合丘ロータリークラブ ホームページ
<http://www.kawasaki-yurigaoka-rc.jp/>

第2101回例会記録 令和5年4月18日(火) 34/47回

<点鐘>

嶋会長

5/14(日)11:00～ 神奈川産業振興センター

<ソング> それでこそロータリー

4. ローターフェローズ東京(RFT)2023年第28回「春の例会」案内

<お客様>

5/13(土)10:30～14:00 津田塾大学千駄ヶ谷キャンパス

川崎鷺沼RC 小川湧三様→「内外情勢調査会川崎北支部の支部長をつとめております。内外情勢調査会とは終戦直後世間が荒廃していた時に、健全な市民の育成のための啓蒙活動のために設立されました。ご興味ある方は参加して頂ければと思います」。

講演者:高橋裕子氏(津田塾大学学長)

演題「なぜいま津田梅子か」

- 川崎市文化賞等候補者の推薦について
- 川崎・しんゆり芸術祭(アルテリッカしんゆり) 2023公演総合プログラムの送付の件
- 昭和音楽大学より『地域連携推進活動～音楽を通して地域とつながる～』冊子の案内
- 第3回川崎百合丘ロータリークラブ杯争奪麻生区学童軟式野球リーグ戦大会開会式の報告の件
片平少年野球場にて開催され、麻生区内12チームが参加しています。自転車安全利用5則について伊藤久会員に説明して頂き、その後麻生警察の方にお話しして頂きました。



<会長報告>

嶋会長

- 「国際ロータリー第2590地区社会奉仕ホームページ」公開の案内
公開URL : <http://2590social.com/>
- 第39回ロータリー青少年指導者育成プログラム(RYLA)の案内
5/20(土)～21(日) 横浜市野島青少年研修センター
対象者:18歳～30歳の青年
- 第15回たばこの吸い殻拾い&ウォーキング例会の案内

<幹事報告>

菊池幹事

- *当クラブ例会
- 4/25(火) 会員卓話 福家会員
- 5/2(火) 定款細則による休会
- 5/9(火) 45周年記念・家族感謝の日→通常例会に変更 点鐘12:30
- 5/16(火) クラブ協議会
- 5/23(火) 45周年記念例会・家族感謝会 点鐘18:00

第2103回	5月9日	招聘卓話 青少年奉仕関係者
第2104回	5月16日	クラブ協議会
第2105回	5月23日	45周年記念例会・家族感謝会

5/30(火) クラブフォーラム 会員増強
 *近隣クラブ例会変更・案内
 川崎RC

<お知らせ> 小塚会員

地下鉄のあざみ野から新百合ヶ丘への乗り入れ実現のために、横浜市営地下鉄3号線延伸早期完成期成同盟会を結成しております。情報を区民に提供するために「メトロの風」を発刊しています。

<ニコニコ委員会> 中島健児委員長

川崎鷺沼RC 小川湧三様→「久しぶり、お世話になります」。当クラブより、嶋会長→「石野会員本日の卓話よろしくお願ひ致します」。菊池幹事→「第3回川崎百合丘RC杯リーグ戦大会開会式出席ありがとうございました。又本日の卓話石野会員宜しくお願ひ致します」。大矢会員→「三男が春の日展で入選しました」。以下、感謝をこめてニコニコへ。赤本会員、阿久澤会員、安藤美恵子会員、畑山会員、平岡会員、井上久会員、井上勇会員、伊藤会員、鴨志田会員、北島会員、小島会員、近藤会員、小塚会員、中島眞一会員、中村会員、大野会員、親松会員、江田会員、左藤会員、関田会員、白井会員、鈴木岳人会員、鈴木孝英会員、鈴木清会員、山口会員、結城会員、中島健児会員。

<出席委員会> 左藤委員長

	会員	出席	欠席	メーク	出席率
第2101回	46	34	12		73.91%
第2100回	46	33	13	8	89.13%

<ニコニコ・財団・米山委員会>

	今回		累計	
ニコニコ	31件	31,000円	930件	1,015,358円
財団	0件	0円	16件	335,000円
ベネファクター	0件	0円	1件	139,000円
米山	0件	0円	23件	340,000円

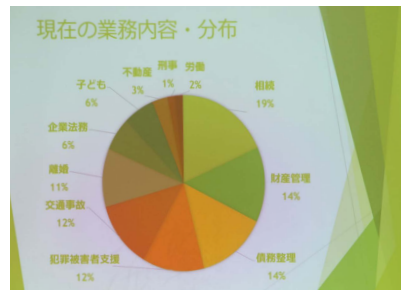
本日のプログラム

<招聘卓話> 石野会員

本年度も、卓話の機会を頂戴し、ありがとうございます。本日は、「刑事事件」についてお話しいたします。私の仕事は民事が多いのですが、公益的な面から一部刑事事件も扱っております。刑事弁護人に

ついては、大きく分けて二つの選任類型があります。「私選」と「国選」です。「私選」というのは、民事事件と同じように、ご依頼者さんから直接の依頼を受けて、弁護士費用も頂いた上で受任する形態です。「国選」というのは、逮捕等によって身柄を拘束された方には弁護士を選ぶ権利があるのですが、資力のない人や、私選で引き受けてくれる人を探そうとしたけれど見つけられなかった人が、選任を申し出れば、弁護士が誰になるかは選べませんが、弁護士をつけることができるという形態です。国選弁護については、希望する弁護士が週代わりで待機しています。弁護士会経由で事件の弁護を割り当てられると毎回ドキドキします。被疑者が認めている事件か、そうでない事件かで、そもそも、弁護方針も弁護人の負担も大きく変わるからです。刑事弁護の基本的な発想は「絶対に冤罪を生みだしてはいけない」というところにあります。被疑者に「やっていません」と言われると、黙秘を選択させるべきか、逮捕勾留がおいしいと言って争わねばいけないか、様々なことを頭でグルグル考えることになります。

刑事事件や少年事件について、もしご相談を受けることがあれば、「弁護士を呼んだ方がいいよ」とアドバイスしていただくのがよいかと思います。本日はご清聴ありがとうございました。



<点鐘>

嶋会長